

日本共産党の松岡徹です。

知事提出議案第1号・2014年度一般会計補正予算について反対討論を行います。  
今回の補正は、項目も額も多くないものですが、大きな問題を含んでいます。

生活保護、身体障害者手帳、特別児童扶養手当、児童扶養手当、小児慢性特定疾患など福祉関連8業務、精神障害者保健福祉手帳など衛生関連3業務などどのデータを「社会保障・税番号」として名寄せし、一元管理するための情報システム改修の予算の計上です。

社会保障・税番号制度については、日本経団連など、財界などから導入提言がなされたもので、一人ひとりの国民が納めた社会保険料と受け取った給付額が比較できるようにし、社会保障を民間の保険商品のようにし、社会保障に対する国や企業の負担責任をあいまいにしていこうというものです。

社会保障の給付をその人が納めた保険料に応じて給付ということになれば、社会保障制度の根幹がゆがんでしまいます。こういう性質の制度は導入すべきではありません。

社会保障・税番号制度は、国民の個人情報とプライバシーの保護という点でも重大な問題があります、

プライバシー権は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の根拠条文の一つとされる憲法13条に基づいています

日弁連の意見書は、「情報を管理される国民等の側から見た場合、名寄せされる個人情報の範囲が広範になればなるほど、プライバシーに重大な脅威をももたらすツールとなることは疑いがない事実である」「プライバシー権(自己情報コントロール権)の核心は、個人情報の収集・利用等に対する『事前の同意』によるコントロールである」と指摘し、「共通番号制」では、その権利が保障されないと述べています。

社会保障番号を導入しているアメリカでは、番号の盗難など、年間20万人が「成り

すまし」被害にあっています。さしたるメリットも明確ではなく、リスクが大きく、費用もかさむ、「社会保障・税番号」のための予算には同意できません。

知事提出議案第10号、11号、12号は、子ども子育て新制度、幼保連携型認定こども園の設置、運営等に関する条例です。

まず、新制度そのものの問題です。

熊本議会は、2011年9月定例議会で、「子ども・子育て新システム」の撤回及び保育制度の維持・拡充を求める意見書を採択しています。意見書は、「新システムの導入は、保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがある」とし、「子ども・子育て新システムを導入するとの方針を撤回すること」を求めています。

新制度は、介護保険制度をモデルにしたもので、これまで市町村の責任で保育という現物給付を行う制度を、利用者と事業者の直接契約による現金給付に変更するというもので、保育に対する行政の責任が後退し、保育の市場化に道を開くものとなっています。

新制度では、保育所、幼稚園、認定こども園などの施設型と小規模保育、家庭的保育、事業所内保育などの地域型保育が導入されますが、家庭内保育の場合は、保育士ではなく、研修を受けたもので保育ができる、小規模保育では、B型は保育士は2分の1、C型は、研修を受けたものということになっており、保育の質の低下が懸念されます。

また、幼保連携型では、保育時間が違う子どもが一緒に保育を受けることにより、長時間の子どもは、1日に3回保育室を移動したり、昼寝の時間に、短時間の子どもの迎えがやってくる、3歳以上の保育では、短時間と長時間で保育内容が異なる、短時間の子どもは夏休み、長時間の子どもは、夏休み期間中も保育を受ける、夏休み後の保育内容はどうするのか—等々の問題があります。

設備、運営基準では、一部に上乘せがなされていますが、基本的には国の基準に基

づくもので、ほふく室、乳児室、保育室を3階以上でも認めたり、食育、アトピー対処などで重要な自園調理の原則をあいまいにしています。

以上の理由から、知事提出議案、第10号、11号、12号には反対です。

請第49号、「消費税増税の撤回の意見書提出を求める請願」は採択すべきであり、不採択に反対します。

県民百貨店についての質疑の際も述べましたが、景気・雇用情勢は、4～6月期のGDPが、年率換算で7・1%下落し、家計消費支出は年率換算で、19・5%減少で、統計が連続してとれる1994年以降最大の落ち込みとなっています。全国紙の世論調査では、消費税10%への増税に対して、こぞって7割前後が「反対」となっています。

雇用の問題でも、「有効求人倍率が改善された」とよく言われますが、増えているのは非正規雇用の求人だけで、第2次安倍内閣成立後の1年半で、雇用者数は94万人増えましたが、内訳をみると、非正規雇用が125万人増え、正社員は逆に31万人も減っています。

こうしたなかでの消費税10%への増税は、くらしも経済も財政も、著しく悪化させるものであり、増税法附則第18条3項に基づき、政府に、消費税増税中止を求める請願は、的を得たものであり、採択すべきです。

請51号、陸上自衛隊高遊原分屯地と山都町大矢野原演習場での日米共同演習の中止の意見書を国に提出することを求める請願は、日本の平和、県民と郷土の安全のために採択すべきであり、不採択に断固反対します。

なおこの問題については、議員提出議案第8号の説明で詳しく触れることにいたします、

以上で、討論を終わります。